⑶　工事場所
　新湘南バイパス
　自）神奈川県藤沢市城南
　至）神奈川県茅ケ崎市円蔵
⑷　工事内容　本件は、城南高架橋（上下線）、赤羽根高架橋（上下線）、香川高架橋（上下線）の橋脚耐震補強、支承取替、支承補強、および詳細設計等を行う工事である。本工事は、週休２日を前提とした工事費及び工期を確保した「週休２日制モデル工事（発注者指定方式）」である。工事期間内において週休２日を達成した場合は、工事成績評定において加点評価の対象とする。
⑸　工事概算数量
　橋脚耐震補強　24基
　支承取替　263基
　支承補強　12基
　詳細設計　３橋　※１
※１　橋数は、上下線込みで算出
⑹　工期　契約締結の翌日から720日間
⑺　使用する資機材
　支承　263基
　支承補強材　12基
⑻　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
⑼　本工事は、競争参加資格の確認申請を行った者（以下「競争参加申請者」という。）から、申請時に入札説明書・設計図書及び仕様書等において、予め指定する範囲についての工事目的物、施工方法及び仮設備計画等に関する提案（以下「技術提案」という。）の提出を求め、技術提案書の提出を行った者に対して、技術提案の内容に係る技術提案のプレゼンテーションを実施する。技術提案のプレゼンテーション後に、最終技術提案書及び、最終技術提案書等に基づく入札書の提出を求め、最終技術提案書の提出を行った者の技術提案を審査し、技術評価点が100点満点のうち50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、一定の範囲内の入札額で価格と価格以外の要素を総合的に評価して、最も総合評価点が高い者を落札者とする総合評価落札方式により決定する「施工技術競争型総合評価方式」の適用工事である。技術提案とは、管理体制・手法、品質管理、環境対策を含む施工計画（以下「施工計画」という。）をいう。
　施工計画の提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案は不可とする。工事目的物とは、契約する単価項目全てを示すもので、単価項目を施工するにあたっての仕様を契約書及び設計図書で示したものをいう。
　なお、技術提案について、技術提案のプレゼンテーションを行い、プレゼンテーションの質疑応答において、競争参加申請者の意図を確認した上で、必要に応じて技術提案の見直し若しくは取り下げの機会を設けるものとする。
⑽　契約制限価格を上回った場合の取扱い
　本工事の競争入札では、見積協議方式を適用する。
　見積協議方式とは、全ての入札参加者の入札価格が契約制限価格を上回った場合に、総合評価点の最も高い者などの特定の１者を協議相手として選定し、会社の設計価格の算出方法と協議の相手から提出された入札価格の算出方法との相違点を確認するための協議を行った上で相手の入札価格で契約を締結した後、工事施工中に施工実態を調査し、協議で確認対象となった項目との差異を確認し、差異のあった項目について契約変更を実施する方式をいう。
⑾　本件は、電子契約によることができる。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）
⑿　本工事は、工事の契約締結に伴い、関連する工事の調査、設計及び施工を約定した基本契約を契約締結し、基本契約に基づいて本工事を契約締結することを条件とした工事である。
　基本契約に含まれる工事概要は下記のとおりとし、詳しい内容は、特記仕様書の補足事項又は設計図面の参考資料として示す内容とする。
①　基本契約名　新湘南バイパス　藤沢ＩＣ～茅ヶ崎中央ＩＣ間鋼橋耐震補強工事
②　基本契約対象工事の工事場所
　新湘南バイパス
　自）神奈川県藤沢市城南
　至）神奈川県茅ケ崎市円蔵
③　基本契約対象工事の工事内容　本件は、城南高架橋（上下線）、赤羽根高架橋（上下線）、香川高架橋（上下線）の橋脚耐震補強、支承取替、支承補強、および詳細設計等を行う工事である。
④　基本契約対象工事の概算数量
　橋脚耐震補強　約50基
　支承取替　約520基
　支承補強　12基
　詳細設計　３橋　※１
※１　橋数は、上下線込みで算出
⑤　基本契約対象工事の工期　契約締結の翌日から1,050日間

２　競争参加資格
　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、東京支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。
⑵①　単体の場合　「平成31・32年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,200点以上の橋梁補修工事を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上の橋梁補修工事の有資格者であること。）であること。
②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「平成31・32年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,100点以上の橋梁補修工事を有している者の２者又は３者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上の橋梁補修工事の有資格者であること。）であること。また、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。
⑷　施工実績　平成17年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された次の工事の施工実績を有すること。なお、提出できる施工実績は１件とする。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。）
①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者
　求める実績
　供用中の国道又は供用中の自動車専用道路において橋梁（上部工又は下部工　※）の補強を実施した工事
※支承の補強工・支承の取替工を含む
②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外
　求める実績
　供用中の道路において、橋梁（上部工又は下部工　※）の補強を実施した工事
※支承の補強工・支承の取替工を含む